

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 26 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費等
の請求等の取扱いについて（4月サービス提供分）

東日本大震災に関する障害者自立支援法に基づく介護給付費等及び児童福祉法に基づく障害児施設給付費等（以下「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、「東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費の請求の取扱いについて」（平成23年4月6日付け事務連絡、以下「4月6日付け事務連絡」という。）及び「東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費の按分方法について」（平成23年4月21日付け事務連絡）により連絡をしたところですが、平成23年4月サービス提供分の介護給付費等の請求等の取扱いについては、下記によることとしたので、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

1 平成23年4月サービス提供分に係る介護給付費等の請求について

平成23年4月サービス提供分（5月請求分）に係る介護給付費等の請求については、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する障害福祉サービス等の事業所であって、平成23年3月12日以降にサービス提供を行い、4月6日付け事務連絡1（2）で示したものと同様、4月サービス提供分について、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、一か月分を通して概算による請求を行うことができるものであること。

これ以外については、下記4により、通常の方法により介護給付費等の請求を行うこと。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を行う場合の取扱い

概算による請求を選択する障害福祉サービス等の事業所については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成23年5月10日までに概算による請求を選択する旨、各国保連に対して別紙の様式により届け出ること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 介護給付費等の算出方法

原則として平成22年11月サービス提供分から平成23年1月サービス提供分までの介護給付費等支払実績（過誤調整分を含む。）に基づき（当該障害福祉サービス等を行う事業所について特別な事情がある場合には、別途障害福祉サービス等の事業所と調整をする。）、下記により算出し支払を行うこととなること。

【障害者自立支援法に基づく介護給付費等】

平成22年11月～平成23年1月

介護給付費等支払額

$$\frac{\text{介護給付費等支払額}}{92} \times 30 \times (1 + 0.0031)$$

【児童福祉法に基づく障害児施設給付費等】

平成22年11月～平成23年1月

障害児施設給付費等支払額

$$\frac{\text{障害児施設給付費等支払額}}{92} \times 30 \times (1 + 0.0107)$$

(3) 介護給付費等支払額を確定

この方法による請求を選択した事業所については、この方法による概算額をもって平成23年4月サービス提供分の介護給付費等支払額を確定するものであること。

3 介護給付費等の按分方法について

2により定める概算請求が行われた介護給付費等に関する市町村等の支払については、障害福祉サービス等の事業所ごとに、平成22年11月から平成23年1月までの各市町村等の当該障害福祉サービス等の事業所に対する介護給付費等支払実績に基づき各国保連において按分するものとする。

4 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成23年4月サービス提供分（5月請求分）において、通常の方法による介護給付費等の請求を行う場合には、4月6日付け事務連絡の3（通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて）により行うこと。ただし、4月サービス提供分（5月請求分）に係る請求明細書の提出期限は、通常どおり5月10日（火）とすること。

なお、請求明細書の提出後に、介護給付費等の請求に不足があったことが判明した場合には、過誤調整及び再請求を行うことも可能である。

5 概算請求を行った事業者に係る事業運営安定化事業等の交付額の計算方法について

概算請求を行った事業者のうち、事業運営安定化事業、移行時運営安定化事業及び福祉・介護人材処遇改善事業の交付を受けている事業者への4月サービス提供分（5月請求分）に係る交付額については、上記2（2）の算出方法に準じ、計算を行う（ただし、介護給付費等については、0.0031、障害児施設給付費等については、0.0107を計算に加えない）ものとする。

なお、3月サービス提供分（4月請求分）に係る交付額については、4月6日付け事務連絡の2（2）（介護給付費の算出方法）に準じて上記と同様の計算を行うものとする。

6 福祉医療機構による経営資金の貸付について

東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等については、一時的に報酬の支払いが中断した場合には、福祉医療機構による経営資金の貸付が受けられる場合がある。

貸付条件等については、以下のホームページを参照されたい。

(http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/recovery/pdf/20110401_fukushi2_jishin.pdf)

※問い合わせ先は次のとおり。

独立行政法人 福祉医療機構 福祉貸付部 福祉審査課

TEL 0120-3438-62

FAX 03-3438-0583

（参考）第1次補正予算（案）に計上

【災害復旧資金（経営資金）の概要】

- ・償還期間 10年以内（据置期間2年以内）
[通常5年以内（据置期間半年以内）]
- ・貸付利率 5年間無利子、6・7年目 通常金利から▲0.9%、
8年目以降 通常金利から▲0.8%
[通常金利1.2%（4月13日現在）]
- ・無担保貸付 1,000万円まで [通常500万円まで]

7 国保連における支払処理について

平成23年3月及び4月サービス提供分の介護給付費等については、未だ復旧が遅れており、国保連が市町村と連絡がとれない等の理由により、審査結果を確認できない場合には、国保連の点検処理の結果をもって、仮払いを行うこととして差し支えないものとする。

なお、仮払いが行われた市町村にあつては、審査が可能となった時点で、各国保連と調整の上、速やかに審査を行い、支払を確定させること。

(別紙)

東日本大震災に関する概算による介護給付費等
及び障害児施設給付費等の請求に関する届出書
(平成 23 年 4 月サービス提供分)

事業所番号	
<p>東日本大震災に関し、下記の要件に該当するため、4月サービス提供分について、概算による介護給付費等及び障害児施設給付費等の請求を行います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>請求事業所等 所在地 及び 名称 :</p> <p>開設者名・事業者氏名 : 印</p> <p>〇〇国民健康保険団体連合会 殿</p>	
<p>災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する障害福祉サービス等の事業所であって、平成 23 年 3 月 12 日以降にサービス提供を行い、4月サービス提供分について、通常の手続きによる請求を行うことが困難であること</p>	

事 務 連 絡
平成 2 3 年 4 月 6 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費の請求の取扱いについて

東日本大震災に関する障害者自立支援法に基づく介護給付費等及び児童福祉法に基づく障害児施設給付費（以下「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

1 平成 2 3 年 3 月サービス提供分に係る介護給付費等の請求について

平成 2 3 年 3 月サービス提供分に係る介護給付費等の請求については、今回の地震による被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における障害福祉サービス等提供内容について十分に把握することが困難である場合の対応として、下記（1）又は（2）の場合において概算請求を行うことができるものとする。

（1）被災前にサービス提供を行った場合の概算による請求

今回の地震によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した障害福祉サービス等の事業所については、平成 2 3 年 3 月 1 1 日以前のサービス提供分については概算による請求を行うことができるものであること。

（2）被災後にサービス提供を行った場合の概算による請求

平成 2 3 年 3 月 1 2 日以降にサービス提供を行ったときは、同日以降のサービス提供分については、原則として通常の手続による請求を行うこと。

ただし、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。以下同じ。）に所在する障害福祉サービス等の事業所であって、平成 2 3 年 3 月 1 2 日以降にサービス提供を行ったものについては、当該事業所の状況に鑑み、通常の手続による請求を行うことが困難な場合には、同日から 3 月末日までのサービス提供分について、概算による請求を行うことができるものであること。

2 概算による請求を行う場合の取扱いについて

（1）概算による請求を選択する際の届出

概算による請求を選択する障害福祉サービス等の事業所については、やむを得ない

事情がある場合を除き、平成23年4月13日までに概算による請求を選択する旨、各国保連に届け出ること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 介護給付費等の算出方法

原則として平成22年11月サービス提供分から平成23年1月サービス提供分までの介護給付費等支払実績（過誤調整分を含む。）により（当該障害福祉サービス等を行う事業所について特別な事情がある場合には、別途障害福祉サービス等の事業所と調整をする。）、下記①及び②により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各事業所においては、別紙の様式により届け出るものとする。

① 平成23年3月11日以前のサービス提供分

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月}}{\text{介護給付費等支払額}} \times 11$$

92

② 平成23年3月12日以降のサービス提供分

【障害者自立支援法に基づく介護給付費等】

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月}}{\text{介護給付費等支払額}} \times 20 \times (1 + 0.0031)$$

92

【児童福祉法に基づく障害児施設給付費】

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月}}{\text{介護給付費等支払額}} \times 20 \times (1 + 0.0107)$$

92

(3) 罹災証明書又は罹災届出証明書の提出

上記1(1)に該当する事業所であって、上記1(2)に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各国保連に提出すること。

(4) 介護給付費等支払額を確定

この方法による請求を選択した事業所については、この方法による概算額をもって平成23年3月サービス提供分の介護給付費等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

- ① 平成23年3月サービス提供分（4月提出分）に係る請求明細書の提出期限については、災害救助法適用地域に所在する障害福祉サービス等の事業所に限り、平成23年4月13日とすること。

- また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。
- ② 電子情報による請求が困難な事業者については、市町村（障害児施設給付費については県（指定都市を含む。））へ紙で請求することもできるものとする。

(2) 利用者負担の徴収が猶予された者に係る請求手順について

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」(平成23年3月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡)により利用者負担の徴収が猶予された者(以下、「利用者負担猶予対象者」という。)に係る介護給付費等の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の給付率に100と記載して請求すること。

(3) 受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る請求手順について

- ① 障害福祉サービス等の事業所においては、過去に利用したことのある事業所に問い合わせることにより、また、本人に確認した事項等により、可能な限り受給者証番号等の確認を行い、通常の請求ができるよう努めることとする。
- ② 上記①において、受給者証番号等の請求明細書に記載する項目の確認ができない受給者の請求については、請求明細書に可能な限り記載を行い、また、請求明細書欄外上部に受給者の住所及び赤色で「不詳」と記載し、紙にて作成すること。なお、サービス提供実績記録票、上限額管理結果票等、請求明細書に添付するものについても同様の取り扱いとする。ただし、電子情報による請求が可能な事業者については、別添に従い、各国保連に請求を行うこと。
- ③ 上記②において作成した請求明細書のうち利用者負担猶予対象者に係る分については、請求明細書の欄外上部に赤色で災1と記載すること。なお、その他の取り扱いは3(2)に準ずるものとする。
- ④ 上記②③において作成した請求明細書については、通常の請求明細書とは分けて請求書を作成し、市町村等へ提出すること。ただし、当該市町村等が被災しており、庁舎の倒壊等により通常業務を行うことが困難である場合は、事業者が所在する県の国保連に提出するものとする。
- ⑤ 上記④による請求を行った事業所については、請求額を確認の上、請求金額を確定するものであること。

4 4月分及び5月分の障害福祉サービス等提供分の介護給付費等の請求の取り扱いについて

4月分及び5月分の障害福祉サービス等提供分の介護給付費等の請求の取り扱いについては、別途連絡する。

5 福祉医療機構による経営資金の貸付について

東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等については、一時的に報酬の支払いが中断した場合には、福祉医療機構による経営資金の貸付が受けられる場合がある。貸付条件等については、以下のホームページを参照されたい。

(http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/recovery/pdf/20110401_fukushi2_jishin.pdf)

※問い合わせ先は次のとおり。

独立行政法人 福祉医療機構 福祉貸付部 福祉審査課
TEL 0120-3438-62
FAX 03-3438-0583

(別紙)

東日本大震災に関する概算による介護給付費等
及び障害児施設給付費の請求に関する届出書
(平成 23 年 3 月サービス提供分)

事業所番号	
<p>東日本大震災に関する概算による介護給付費等及び障害児施設給付費の請求を行いたいので、次のように届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>請求事業所等 所在地 及び 名称 :</p> <p style="text-align: right;">開設者名・事業者氏名 : 印</p> <p>〇〇国民健康保険団体連合会 殿</p>	
<p>次のうち、該当するものに○を付すこと。(複数可)</p> <p>ア サービス提供記録等が滅失又は棄損したため、3月1日から3月11日までのサービス提供について概算により請求を行う。</p> <p>イ 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する障害福祉サービス等の事業所であって3月12日以降にサービスを提供したが、請求事業所等の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難であるため、3月12日から3月31日までのサービス提供分について概算により請求を行う。</p>	

(別添)

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求手順について

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求については、以下の要領に従い行うこと。

- 「市町村番号」には、当該受給者の市町村番号を記録する。
- 「受給者証番号」には、上記市町村が所在する国保連に連絡し、国保連から払い出された受給者証番号を記録する。
- 利用者負担猶予対象者に係る分については、請求明細書給付費明細欄の先頭行の摘要欄に「災1」と記録する。

事 務 連 絡
平成 2 3 年 4 月 2 1 日

岩手県障がい保健福祉課
宮城県保健福祉部障害福祉課
福島県保健福祉部障がい福祉課 } 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費の按分方法について

東日本大震災により被害を受けた障害福祉サービス等の事業所の行うサービス提供並びに被災した市町村等の受給者に対する介護給付費等及び障害児施設給付費（以下「介護給付費等」という。）の請求方法については、「東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費の請求の取扱いについて」（平成 2 3 年 4 月 6 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡、以下「4 月 6 日企画課事務連絡」という。（別添））により通知したところであるが、請求額の市町村等による按分については、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきようお願いしたい。併せて、管内の市町村、事業所、国保連に対し周知願いたい。

記

○概算による請求に係る按分方法について

4 月 6 日企画課事務連絡の 2 により定める概算請求が行われた介護給付費等に関する市町村等の支払については、障害福祉サービス等の事業所ごとに、平成 2 2 年 1 1 月から平成 2 3 年 1 月までの各市町村等の当該障害福祉サービス等事業所に対する介護給付費等支払実績に基づき各国保連において按分する。